

# いきいき介護広場

第30号

2009 December  
平成21年12月15日



11月11日の介護の日、坂井市丸岡町の「霞の郷」において「高齢者サロンのつどい」が開催されました。介護予防を実践している8団体が集まり、お互いの交流を深めました。



## 主な内容

平成20年度 決算報告	2~3
平成20年度 介護保険事業の状況	4
高額医療・高額介護合算療養費制度について	5
訪問口腔機能向上サービスについて	6
第32回 広域連合議会定例会 要介護認定調査方法の再申請等について	7
広域連合News	8

おもいでな～



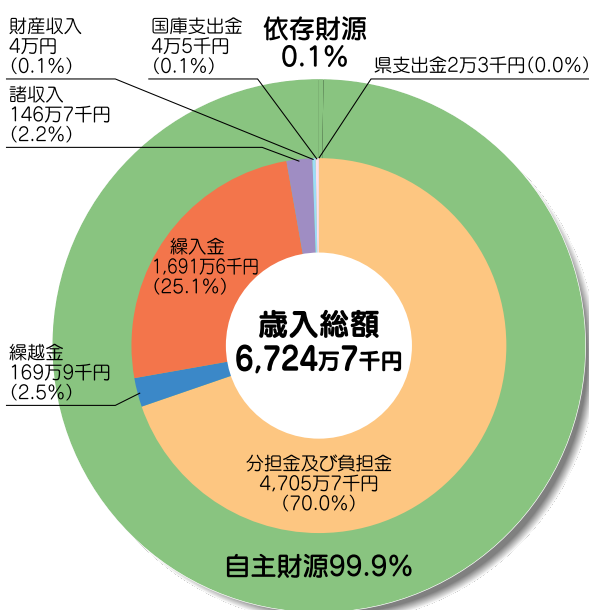
平成20年度

# 決算報告

平成20年度坂井地区介護保険広域連合一般会計及び介護保険特別会計の決算について、その概要をお知らせします。

## 一般会計

平成20年度の決算額は、歳入総額6,724万7千円（対前年比5.9%増）、歳出総額6,398万1千円（対前年比3.5%増）で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は326万6千円の黒字となっています。



## 歳入 総額 6,724万7千円

歳入の主なものは、構成2市からの負担金4,705万7千円のほか、低所得者利用者負担対策事業にかかる国庫支出金4万5千円、県支出金2万3千円、介護福祉推進基金繰入金1,691万6千円となっています。

性質別にみると、地方公共団体が自主的に収入しうる財源である自主財源は6,717万9千円で、歳入総額に占める割合は99.9%となっています。

## 歳出 総額 6,398万1千円

歳出の主なものを性質別にみると、消費的経費は3,926万1千円で、決算総額の61.4%を占めています。

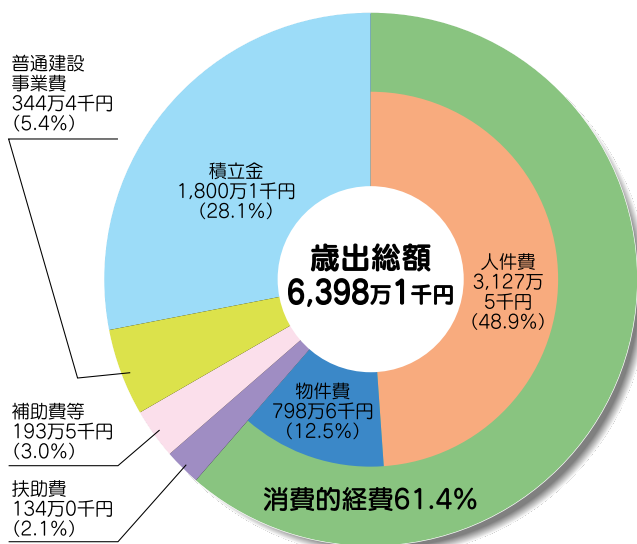
このうち、人件費は3,127万5千円で議員等の報酬及び職員給与です。

物件費は798万6千円で主なものでは、LGWANサービス提供装置保守委託料75万5千円、ホームページホスティング料69万3千円、建物賃借料60万円及び庁舎清掃業務委託料53万円などとなっています。

また、扶助費134万円は低所得者利用者負担対策事業による助成であり、補助費等193万5千円は構成市負担金精算返還金等です。

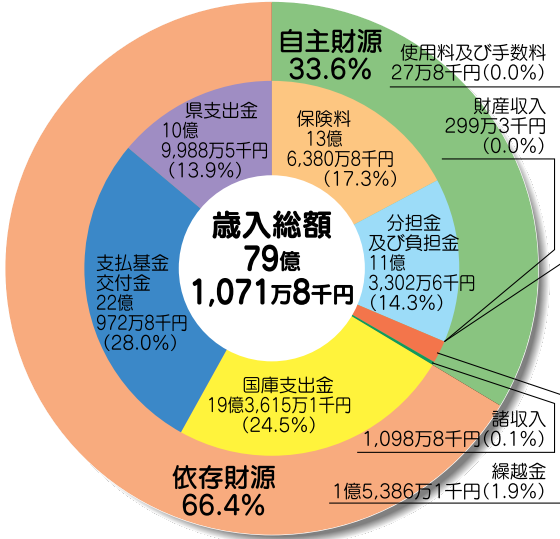
普通建設事業費は344万4千円で、電話交換設備及びLGWAN設備の更新費用です。

積立金1,800万1千円は介護福祉推進基金として積立したものです。



# 介護保険 特別会計

平成20年度の決算額は、歳入総額79億1,071万8千円（対前年比3.8%増）、歳出総額78億6,463万3千円（対前年比5.3%増）で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は4,608万5千円の黒字となっています。



## 歳入 総額 79億1,071万8千円

歳入を性質別にみると、自主財源は26億6,495万4千円で、歳入総額に占める割合は33.6%となっています。

主なものでは第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料13億6,380万8千円、保険給付費や要介護認定事務などの構成市負担金11億3,302万6千円となっています。

一方、依存財源は52億4,576万4千円で歳入総額に占める割合は66.4%となっています。

保険給付費等にかかる国庫支出金19億3,615万1千円、県支出金10億9,988万5千円、支払基金交付金（第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の介護保険料）22億972万8千円となっています。

## 歳出 総額 78億6,463万3千円

歳出の主なものを性質別にみると、消費的経費は4億2,579万2千円で決算総額の5.4%を占めています。

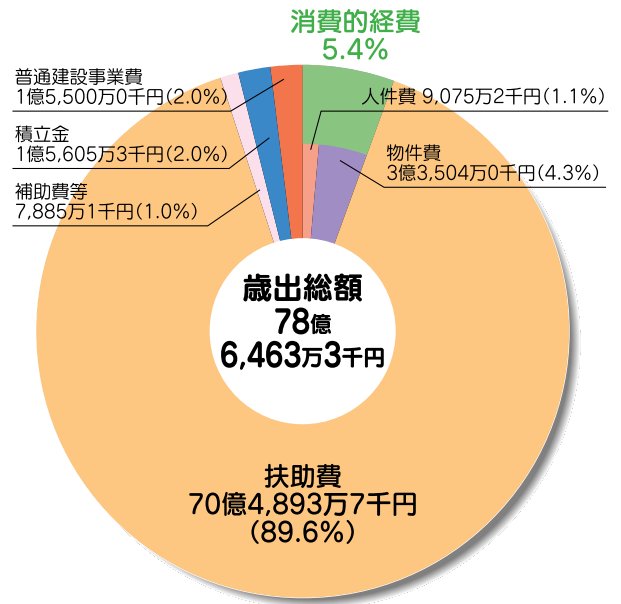
このうち、人件費は9,075万2千円で、介護認定審査会委員報酬、職員の給与等です。物件費は3億3,504万円で主治医意見書記入手数料2,323万4千円及び審査支払手数料942万8千円等です。

また、扶助費は居宅及び施設サービスに対する給付費として70億4,893万7千円で決算総額の89.6%を占めています。

普通建設事業費は、1億5,500万円で、地域介護・福祉空間整備等交付金です。

補助費等7,885万1千円は前年度保険給付費精算による精算返還金などです。

積立金は介護保険財政調整基金への積立金8,654万円及び介護保険臨時特例基金への積立金6,951万3千円です。



## 平成20年度 保険給付費の財源内訳

保険給付費 70億5,836万5千円

国庫負担金 12億3,667万6千円	県負担金 10億5,519万1千円	構成市負担金 8億8,148万7千円	支払基金交付金 21億8,608万9千円 (40歳以上65歳未満の方の保険料)	第1号被保険者保険料 13億233万4千円
財政調整交付金3億9,012万2千円			不正請求に係る返還金等646万6千円	

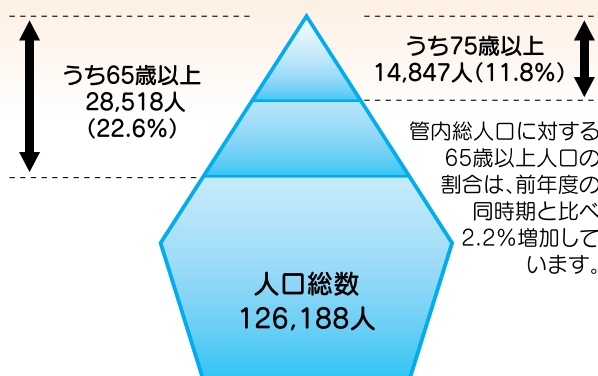
### 介護保険の財源は

9割				1割	
公費50%			保険料50%		
国庫負担金 20%	県負担金 12.5%	市負担金 12.5%	40歳以上65歳未満の方の保険料 31%	65歳以上の方の保険料 約19%	サービスの利用者負担
調整交付金 約5%					

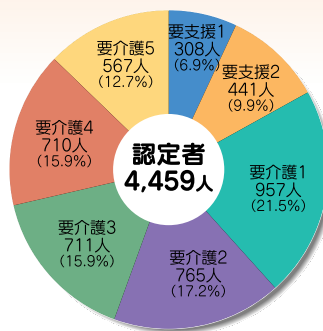
# 介護保険事業の状況



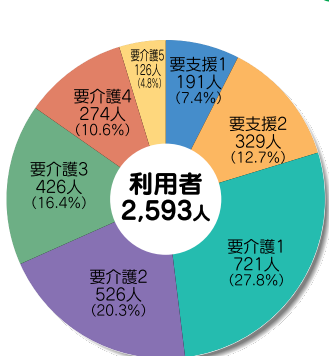
## ●高齢者人口の状況(平成21年3月31日現在)



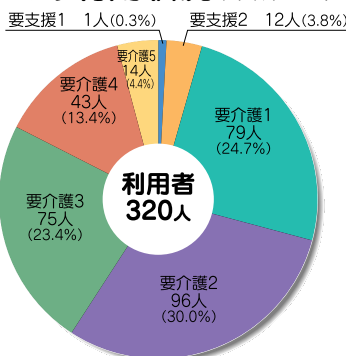
## ●要介護(要支援)認定者数(平成21年3月31日現在)



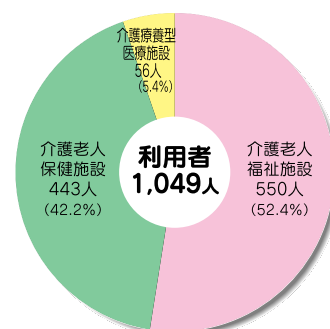
## ●サービスの利用状況(平成21年3月審査分)



居宅介護(支援)サービス



地域密着型(介護予防)サービス



施設介護サービス

## ●主なサービス別の給付状況

在宅系サービス	サービス名	件数/年	給付額/年(円)
	訪問介護	8,283	318,828,232
	訪問入浴介護	533	23,564,349
	訪問看護	3,469	121,235,139
	訪問リハビリテーション	943	22,082,921
	通所介護	17,277	1,146,802,432
	通所リハビリテーション	6,689	459,254,106
	福祉用具貸与	10,832	130,736,155
	短期入所	4,878	370,911,546
	居宅療養管理指導	1,789	11,663,820
	認知症対応型共同生活介護	1,119	257,196,834
	認知症対応型通所介護	1,303	122,946,003
	小規模多機能型居宅介護	384	49,641,734
	地域密着型介護老人福祉施設	640	143,281,413
	特定施設入所者生活介護	1,146	155,362,030
居宅介護支援・介護予防支援	29,087	283,012,084	
合計	88,372	3,616,518,798	

施設サービス	サービス名	件数/年	給付額/年(円)
	介護老人福祉施設	6,696	1,603,043,897
	介護老人保健施設	5,298	1,322,934,829
	介護療養型医療施設	765	264,665,409
	合計	12,759	3,190,644,135

その他のサービス	サービス名	件数/年	給付額/年(円)
	高額サービス費	7,133	63,966,903
	福祉用具購入費	314	7,449,117
	住宅改修費	264	28,000,645
	特定入所者介護サービス費	4,448	142,356,725
	審査支払手数料分	99,246	9,428,370
合計	111,405	251,201,760	

介護と医療の両方のサービスを利用している  
世帯の負担を軽減する制度が始まりました。

# 高額医療・高額介護合算療養費制度

## 平成21年度の支給要件・支給額

世帯内の同じ医療保険加入者の方全員が、平成20年8月から平成21年7月末までの12ヶ月間にかかった医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、限度額（下表参照）を500円以上超えた場合、申請により超えた額を支給します。通常は、毎年8月からその翌年7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額をもとに支給額を計算しますが、平成21年度は、平成20年4月から開始されたため、次のように支給額を計算します。

- (1) 平成20年4月から平成21年7月末まで（16ヶ月）に支払った医療保険・介護保険の自己負担額が次のカッコ内の限度額を超える場合に、その超えた額を支給します。
- (2) 平成20年8月から平成21年7月末まで（12ヶ月）の自己負担額が、次の限度額を超える場合には、その超えた額と（1）により計算した支給額とを比べ、大きい額を支給します。

■自己負担限度額（カッコ内の数字は計算期間16ヶ月の基準額で本年度限りのものです。）

所得区分	70歳以上の人		所得区分	70歳未満の人	
	(2)	(1)		(2)	(1)
現役並所得者	67万円	(89万円)	現役並所得者	126万円	(168万円)
一般	56万円	(75万円)	一般	67万円	(89万円)
低所得Ⅱ	31万円	(41万円)	市民税 非課税世帯	34万円	(45万円)
低所得Ⅰ	19万円	(25万円)			

※詳しくは加入されている医療保険者または坂井地区介護保険広域連合までお問い合わせください。

**以下の負担は、高額医療・高額介護合算制度の対象となりません！**

- 住宅改修費または福祉用具購入費の1割負担分
- 施設サービス等での食費・居住費（滞在費）、その他日常生活費
- 入院時の食事代や差額ベッド代
- 要介護状態区分別の支給限度額を超えてサービスを利用したときの利用者負担
- 高額療養費・高額介護サービス費として返還された分

## 申請のしかた

- ① 各市介護保険の担当窓口にて「支給申請兼自己負担額証明書交付申請書」を提出します。
- ② 後日、坂井地区介護保険広域連合より「自己負担額証明書」を交付します。
- ③ ②で交付された「自己負担額証明書」を添付して、加入されている医療保険へ支給の申請をします。
- ④ 医療保険と介護保険それぞれから、みなさんに支給額が通知されます。

※同一市の「国民健康保険と介護」または「後期高齢者医療と介護」に加入の方については、①の介護保険の窓口への申請を省略し、医療保険の窓口への申請のみで受け付けることができます。

## 問い合わせ先

### <介護保険担当課>

あわら市役所健康長寿課 TEL73-8022  
坂井市役所健康長寿課 TEL50-3040  
坂井市役所各総合支所福祉課  
坂井地区介護保険広域連合 TEL72-3305

### <国民健康保険・後期高齢者医療担当課>

あわら市役所健康長寿課 TEL73-8023  
坂井市役所保険年金課 TEL50-3031  
坂井市役所各総合支所市民課  
福井県後期高齢者医療広域連合 TEL54-6330

# 訪問口腔機能向上サービスが始まります

予防重視型システムの一つとして口腔機能向上サービスが通所系サービス事業所において提供され、効果を上げています。

しかし、寝たきり等で通所系介護サービスを利用できない在宅の要介護者には、口腔機能向上サービスを利用する機会がありません。

そこで、本年度から当広域連合の独自事業として、訪問口腔機能向上サービスを提供します。



## ●訪問口腔機能向上サービスとは？

★口腔ケア（口腔清掃、口腔リハビリ）の専門職が居宅を訪問します。

（平成21年11月1日現在）

歯科医院名	住 所	電話番号
新家歯科医院	あわら市二面1丁目1008	0776-78-7222
斉藤歯科医院	あわら市舟津9-39	0776-78-7337
山本歯科医院	あわら市吉崎1丁目109	0776-75-1915
フルハシ歯科	坂井市春江町江留上新町36-1	0776-51-1121
徳増歯科医院	坂井市丸岡町西瓜屋2-12-1	0776-66-0515
西田歯科医院	坂井市丸岡町羽崎12-14-10	0776-67-4050
丸岡歯科クリニック	坂井市丸岡町今福11-40	0776-67-0010
吉政歯科・矯正歯科クリニック	坂井市丸岡町吉政8-8-31	0776-59-3933
田中歯科医院	坂井市三国町錦3丁目3-16	0776-82-0154
吉本歯科医院	坂井市三国町三国東3丁目12-20	0776-82-2258

★対象者は原則寝たきり等のために通所系サービスを利用できない在宅の要介護者で、口腔機能が低下している方です。

★摂食嚥下および口腔清掃に関する指導助言と訓練、口腔乾燥緩和に関する指導助言などを、要介護者本人および介護者に行います。

★このサービスは、月1回、3ヶ月間利用でき、1ヶ月につき500円の負担が必要となります。

## ●訪問口腔機能向上サービスを受けるには

★サービス利用するには、利用承認申請が必要です（申請窓口：介護保険課庶務係）。

また、申請時に居宅でのサービス計画票を添付していただく必要がありますので、申請の際には必ず担当のケアマネジャーにご相談ください。

★その他ご不明な点等ありましたら、介護保険課 庶務係(TEL：72-3305)までお問合せください。



## 第32回 広域連合議会定例会

第32回広域連合議会定例会が11月4日(水)にあわら市議場で開催され、平成20年度一般会計歳入歳出決算などの3議案が原案どおり認定、可決されました。

### 一般質問(要旨)



牧田孝男議員

介護サポーター事業計画の進捗状況は。また、その課題等をどのように認識しているか。



連合長

現在、介護保険運営協議会等を開催し、関係機関や住民代表の皆様からのご意見をお聞きしている。介護サポーターの活動内容や活動場所、コーディネート機関などについて、多くの課題が山積しているが、本年度中には第1期介護サポーター養成講座を終え、併せて制度設計をとりまとめていきたい。「ご近所」をベースとした地域としての取り組みが課題解消に向けての糸口になってくるのではないかと考えている。



永井純一議員

今後の介護について、何を目的・目標としているのか。そのための実態把握の方策はどうか。



連合長

第4期介護保険事業計画に掲げるとおり、今後とも高齢者の方々が出来る限り住み慣れた地域で

安心して暮らせるよう各種施策を推進していく。実態把握としては、事業者が開催する運営推進会議に職員を派遣するとともに、各種担当者会議や関係団体の事業運営を通じて、情報の収集・共有化等に努めていく。今後とも、こうした機会を通じて、介護に関する地域の声や介護現場の実態把握に努めていきたい。



畑野麻美子議員

第4期介護保険事業計画では、居宅サービスの充実が掲げられている。居宅サービス利用者負担額の軽減策については、どのように考えているか。



連合長

各種施策との整合性や保険給付費への影響等は考慮する必要があるが、居宅サービスに係る低所得者対策に限っては、一定の支援策を講じていかななくてはならないと考えている。まずは国に対し、居宅サービスに係る低所得者対策の拡充を求めるとともに、広域連合単独の支援策についても、近隣市の状況を参考に検討していきたい。

## 要介護認定調査方法の一部見直しに伴う再申請等について

平成21年10月より要介護認定の調査方法が一部見直されたことに伴い、平成21年4月から9月の間に新規申請を行った方で、要介護認定の判定結果が、申請者の実情と一致していないと思われる場合、次のとおり再申請、または区分変更申請を行うことができます。

- ①「非該当」と判定された方は、再申請を行うことができます。  
(※ 必ず認定されることを保証するものではなく、再度「非該当」となる場合もあります。)
- ②「要支援1」、「要支援2」又は「要介護1」～「要介護5」と判定された方は、有効期間終了前であっても区分変更申請を行うことができます。  
(※ 必ず希望どおりの要介護度で認定されることを保証するものではありません。)

注1) 平成21年4月からの要介護認定の改正について、厚生労働省の検討会での検証により、調査方法の一部見直しが行われました。この一部見直しは、10月1日以降に申請された方から適用されます。

◎ ご不明な点がございましたら、介護保険課 認定審査係 (TEL: 72-3305) までお問い合わせください。

## 介護保険事業者ネットワーク さかい接遇セミナー

平成21年9月17日

管内の介護保険事業者で組織された介護保険事業者ネットワークさかい主催の接遇セミナーが坂井市多目的研修センターで開催されました。心理カウンセラー本家由美子講師による福祉現場でのマナー等について講演後、グループワークを行ないました。意見交換などもあり、参加した介護保険事業関係34事業所56名の皆さんは熱心に受講し、自分を振り返り今後の仕事に生かしたいなどの感想もありました。

ネットワークさかいでは、今年度に新型インフルエンザ対策などの部会を開催するなど介護サービスの円滑な実施、情報交換や連携に努めています。



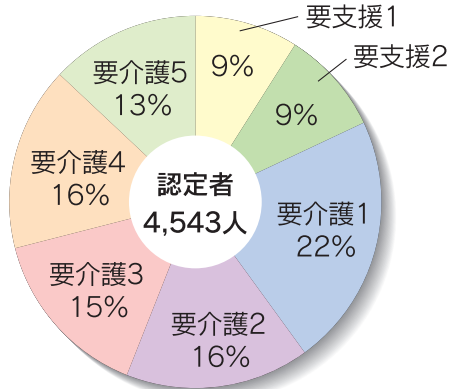
## 地域包括支援センター 運営協議会委員の委嘱

平成21年10月15日

これから2年間の任期となる委員11名に委嘱状を交付しました。委員は、被保険者、医療、福祉、事業者など各分野に関する学識経験者で構成され、地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図り、地域密着型サービスや地域包括ケアに関することなどを協議します。



### 要介護認定者数の状況 (平成21年10月末日現在)



	あわら市	坂井市	計
要支援1	142	259	401
要支援2	116	276	392
要介護1	244	754	998
要介護2	184	561	745
要介護3	193	501	694
要介護4	184	521	705
要介護5	155	453	608
計	1,218	3,325	4,543

### 介護保険料の納期限は

- 第6期 12月25日(金)
- 第7期 平成22年 1月25日(月)
- 第8期 2月25日(木)

※納期限までに納めましょう。

■坂井地区の第1号被保険者の保険料基準額(月額)は、国からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金を活用し、4,100円としています。

■普通徴収の方は確実な口座振替を利用してください。毎月金融機関へ足を運ぶ手間が省け、大変便利です。

口座振替依頼書(あわら市役所及び坂井市役所の介護保険担当課に用紙があります。)に必要事項を記入し、依頼する口座のある金融機関に提出してください。

### 編集後記

今年も残すところ数日となりました。今年一番のニュースは、世界中で新型コロナウイルスの大流行が始まった事でした。

現在、優先順位に従い、ワクチン接種が医療機関にて行われております。今一度、ご自分がいつ接種できるのかご確認ください。また、重症化予防のため、すすんで受けるようにしましょう。それでは来年が皆さまにとって健康で幸多き1年でありますように・・・(F)